

徳島県生活再建特別支援事業

平成26年9月定例会(事前)  
防災対策特別委員会説明資料  
参考資料(危機管理部)

台風11号及び12号による被害状況(H26.9.18現在)

- 人的被害 2名  
死者1人、負傷者(軽傷)1名
- 住家被害 2,826棟  
全壊 5棟、半壊 148棟、一部損壊 47棟  
床上浸水 587棟、床下浸水 2,039棟
- 非住家(半壊以上) 172棟  
公共建物 3棟、その他169棟
- その他(施設) 8,919百万円  
農林水産施設 4,451百万円  
公共土木施設 4,468百万円
- その他 730百万円  
農産被害 700百万円、林産被害 25百万円  
畜産被害 5百万円

対策

- ・住宅再建を含む生活再建のための制度  
床上浸水を対象  
生活必需品も対象
- ・県と市町村が一体となって被災住民を支援  
[補助率:県2/4、市町村1/4]
- ・賃借世帯についても対象
- ・対象限度額(単位:万円)  
持ち家:全壊300 半壊150 床上100  
借家 :全壊100 半壊50 床上34  
※ただし、単身世帯は3/4

災害救助法の適用を受けた那賀町に対する特例

対象限度額の中で、県の負担割合を見直し  
[補助率:県3/4、町1/4]

被災住民の1日も早い生活再建の実現

(参考)その他の支援制度

保健福祉部

- ・災害援護資金貸付金(融資利率3%)
- ・生活福祉資金「緊急被災者支援貸付金」  
(融資限度額を300万円に倍増)

那賀町に対する特例

- ・災害援護資金貸付金に係る  
「緊急災害利子補給補助金」無利子

商工労働部

- ・中小企業振興資金「緊急災害対策資金」  
(融資利率及び保証料率を軽減)
- ・中小企業振興資金に係る「緊急災害対策  
資金利子等補給補助金」(融資利率等を  
更に軽減、補助率:県1/2、市町村1/2)

那賀町に対する特例

- ・中小企業振興資金「緊急災害特別対策  
資金」無利子、保証料不要

農林水産部

- ・農業近代化資金に係る「農業者緊急災害  
利子補給補助金」(融資利率を軽減)
- ・地域農林水産業再建特別支援事業  
(補助率:県2/10、市町村2/10以上)
- ・産地重要種苗緊急導入事業  
(補助率:県2/10、市町村2/10以上)

那賀町に対する特例

- ・農業近代化資金に係る「農業者緊急災害  
特別利子補給補助金」無利子、保証料不要